

だれもが人間として生きていくうえで  
優ずることのできない当然の権利  
これが「人権」です

今回は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を紹介します。  
この法律は、国において、人権尊重の理念に対する理解を深め人権の擁護に資することを目的に、平成12年12月に制定されました。

また、地方公共団体においても、部落差別をはじめとする差別の撤廃と人権擁護を目的とした「人権条例」が全国各地で制定されています。山都町でも、平成20年3月議会において「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例」が制定されました。この条例を制定するに至った理由は、町として道徳的規範としての条例を制定し、人権尊重の社会の実現を目指すためです。

同和行政は、部落差別の現実があるかぎり、行政の責務として推進されていかなければなりません。同時に、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、お互いが幸せに生きる社会をつくるために、私たち一人ひとりが日々たゆまぬ努力を続けることが必要なのです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年12月6日交付・施行

- (目的)  
第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。
- (定義)  
第2条 この法律において、人権教育とは、人権の尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、人権の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。
- (基本理念)  
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。
- (国の責務)  
第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (地方公共団体の責務)  
第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (国民の責務)  
第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- (基本計画の策定)  
第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- (年次報告)  
第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- (財政上の措置)  
第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

季節のうた

- ▼やまなみの会  
晴れ渡る山湖に流る鳩の笛  
老いて尚学ぶ俸せ年迎ふ  
大椿の燃ゆる暖炉の旅の宿  
生きてある事を謝しつつ畑に出て植ゆるともなき土  
を耕す  
草取りて血圧測れば正常値薬に勝る土のパワーか  
冬来たる紅どうだんの葉も散りて赤きものなき庭の  
さびしさ  
能登多喜智
- ▼通潤句会  
麦踏を機械のなせる世の移り  
香の動くほどの風あり梅の里  
田中かつみ  
西田えい子
- ▼清和短歌会  
小学生の孫の作文読みて知る香れ慕うその心嬉しき  
裏木戸に妻の小声のするやうな雪しんと降りて  
しづけし  
増田信治  
藤島みつ  
白銀の下に埋もれり牧草は根強く張りて牛の餌とな  
坂本英博
- ▼馬見原酔山会  
凍つる日の救ひの如し夕茜  
雪明り影絵のごとく犬走る  
高田ゆかり  
大西久美子  
赤崎志朗

3月の当番医

3月6日	蘇陽病院 (電話83-1122)
3月13日	高田整形外科 (電話72-1007)
3月20日	坂本クリニック (電話72-0210)
3月27日	伴病院 (電話72-0029)

山都町の人

(平成23年1月31日現在)

男	8,746人 (-14)
女	9,366人 (-6)
計	18,112人 (-20)
世帯	6,763戸 (-1)

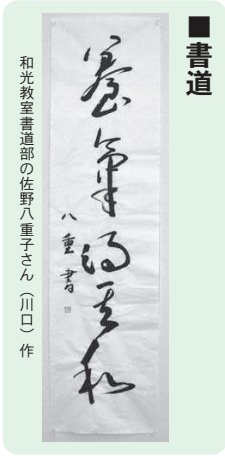
※( )は前月比  
※最高齢は105歳(女性1人)  
※1月1日～1月31日の出生届数  
10人  
※1月1日～1月31日の死亡届数  
27人

平成23年山都町消防団出初め式



地域防災の要として活躍する、山都町消防団。平成23年の出初め式が次のとおり開催されます。消防団の日々の訓練の成果を是非ご覧ください。今年も、模範操法と放水競技が行われます。

日時：平成23年3月6日(日)  
午前8時 入場行進  
場所：山都町営中央グラウンド  
内容：雨天時 山都町営中央体育館  
全14分団  
模範操法(第3・8分団)  
放水(玉落とし)競技(全14分団)



編集後記

4ページに掲載した藤嶋くんは、清和保健センターに勤務しています。同じ職場というのもあって、写真の撮影にはあれこれと要求。しかし彼は、笑顔ですべてのリクエストに応えてくれました。ありがとう。  
障がい者スポーツへの注目度はまだまだです。藤嶋くんは言いました。「この町で障がい者スポーツを知ってもらいたい」私もおなじみで記事を書きました。